# 中継器に係る技術上の規格を定める省令 （昭和五十六年自治省令第十八号）

#### 第一条（趣旨）

この省令は、火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する中継器（火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中継器を含む。以下同じ。）の技術上の規格を定めるものとする。

#### 第二条（用語の意義）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

火災報知設備

###### 二

ガス漏れ火災警報設備

###### 三

感知器

###### 三の二

無線式感知器

###### 四

発信機

###### 四の二

無線式発信機

###### 五

検知器

###### 六

中継器

###### 六の二

アナログ式中継器

###### 六の三

無線式中継器

###### 七

受信機

###### 七の二

無線式受信機

###### 八

警報装置

###### 九

火災表示信号

###### 十

ガス漏れ信号

###### 十一

設備作動信号

###### 十二

自動試験機能

###### 十三

遠隔試験機能

#### 第三条（構造及び機能）

中継器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。

###### 一

確実に作動し、かつ、取扱い、保守点検及び附属部品の取替えが容易にできること。

###### 二

耐久性を有すること。

###### 三

水滴が浸入しにくいこと。

###### 四

ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

###### 五

腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置を講ずること。

###### 六

不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。

###### 七

配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。

###### 八

部品は、機能に異常を生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。

###### 九

充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。

###### 十

定格電圧が六十ボルトを超える中継器の金属製外箱には、接地端子を設けること。

###### 十一

地区音響装置を鳴動させる中継器は、受信機において操作しない限り、鳴動を継続させること。

###### 十二

火災信号、火災表示信号、火災情報信号又はガス漏れ信号に影響を与えるおそれのある操作機構を設けないこと。

###### 十三

蓄積式のものにあつては、次に定めるところによること。

###### 十四

アナログ式中継器であつて、感度設定装置を設けるものにあつては、次によること。

###### 十五

中継器であつて、感度固定装置を設けるものにあつては、次によること。

###### 十六

無線式中継器にあつては、次によること。

##### ２

検知器、受信機又は他の中継器から電力を供給される方式の中継器のうち、次の各号に掲げる方式を用いるものは、当該各号に定める構造及び機能を有するものでなければならない。

###### 一

外部負荷に電力を供給する方式の中継器

###### 二

信号回路の回線以外から電力を供給される方式の中継器

##### ３

検知器、受信機又は他の中継器から電力を供給されない方式の中継器（電池を用いる無線式中継器を除く。）の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。

###### 一

主電源回路の両線及び予備電源回路の一線に、ヒューズ、ブレーカその他の保護装置を設けるとともに、主電源が停止したときにあつては主電源が停止した旨、当該保護装置が作動したときにあつては当該保護装置が作動した旨の信号を受信機に自動的に送ること。

###### 二

主電源は、五の警戒区域（受信することができる警戒区域の数が五未満のものにあつては、受信することができる全警戒区域）の回線を作動させることができる負荷（地区音響装置を接続している中継器にあつては、当該負荷に、当該中継器に接続されるすべての地区音響装置を同時に鳴動させることができる負荷を加えたもの）又は監視状態にあるときの負荷のうち、いずれか大きい方の負荷（消火設備等からの設備作動信号を受信する機能を有するものにあつては、当該機能を維持することができる負荷を加えた負荷）に連続して耐える容量を有すること。

###### 三

予備電源を設けること。

##### ４

検知器、受信機又は他の中継器から電力を供給されない方式の中継器（電池を用いる無線式中継器を除く。）のうち、外部負荷に電力を供給する方式を用いるものの構造及び機能は、当該電力を供給する回路に、ヒューズ、ブレーカその他の保護装置を設けるとともに、当該保護装置が作動したときにあつては当該保護装置が作動した旨の信号を受信機に自動的に送るものでなければならない。

#### 第三条の二（中継器の送受信機能）

中継器（アナログ式中継器を除く。）は、感知器、発信機若しくは他の中継器から発せられた火災信号、他の中継器から発せられた火災表示信号又は検知器若しくは他の中継器から発せられたガス漏れ信号を、共通又は固有の信号として受信したとき、信号の種別に応じて、これらの信号を確実に発信する機能を有するものでなければならない。

##### ２

アナログ式中継器は、感知器又は他のアナログ式中継器から発せられた火災情報信号を受信したとき、感度設定装置を有するものにあつては第二条第六号の二に規定する火災表示又は注意表示を行う旨の信号を、感度設定装置を有しないものにあつては当該火災情報信号を、確実に発信する機能を有するものでなければならない。

##### ３

中継器のうち、設備作動信号を受信するものは、次に定める機能を有するものでなければならない。

###### 一

設備作動信号を受信したとき、その旨の信号を自動的に発信すること。

###### 二

前号の信号を受信機に発する場合には、前二項に規定する信号と識別できること。

##### ４

中継器は、二の警戒区域の回線から火災信号、火災表示信号、火災情報信号、ガス漏れ信号又は設備作動信号を同時に受信したとき、前三項に定める発信を確実に行うものでなければならない。

#### 第三条の三（中継器の自動試験機能等）

中継器に自動試験機能又は遠隔試験機能（以下「自動試験機能等」という。）を設けるものにあつては、次に定めるところによらなければならない。

###### 一

自動試験機能等に係る制御機能は、次によること。

###### 二

自動試験機能等による試験中に、他の警戒区域の回線からの火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を的確に受信し、かつ、前条に定めるところにより信号を発信すること。

##### ２

中継器に自動試験機能を設けるものにあつては、次に定めるところによらなければならない。

###### 一

予備電源に係る機能を確認する装置は、次によること。

###### 二

次に掲げる事項が生じたとき、受信機にその旨の信号を自動的に発信すること。

###### 三

次に掲げる事項が生じたとき、百六十八時間以内に、その旨の信号を受信機に自動的に発信すること。

##### ３

中継器に遠隔試験機能を設けるものにあつては、次に定めるところによらなければならない。

###### 一

自動試験機能等対応型感知器の機能に異常が生じたとき、遠隔試験機能により当該感知器の異常を容易に検出することができるものであること。

###### 二

外部試験器を中継器に接続する場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

#### 第四条（受信から発信までの所要時間）

中継器の受信開始から発信開始までの所要時間は、五秒以内でなければならない。

#### 第五条（部品の構造及び機能）

中継器に次の各号に掲げる部品を用いる場合にあつては、当該各号に定める構造及び機能を有するものでなければならない。

###### 一

電磁継電器

###### 二

電源変圧器

###### 三

電球

###### 四

スイッチ

###### 五

指示電気計器

###### 六

ヒューズ

###### 七

予備電源

#### 第六条（附属装置）

中継器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならない。

#### 第七条（電源電圧変動試験）

中継器は、次の各号に掲げる電源の電圧が当該各号に定める範囲内で変動した場合、機能に異常を生じないものでなければならない。

###### 一

主電源

###### 二

予備電源

#### 第八条（周囲温度試験）

中継器は、周囲の温度が零下十度以上五十度以下の場合、機能に異常を生じないものでなければならない。

#### 第九条（繰返し試験）

中継器は、定格電圧で定格電流を流し、二千回の作動を繰り返した場合、構造又は機能に異常を生じないものでなければならない。

#### 第十条（絶縁抵抗試験）

充電部と金属製外箱との間及び電源変圧器の線路相互の間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム（接続することができる回線の数が十以上の中継器の充電部と金属製外箱との間にあつては、一回線当たり五十メガオーム）以上でなければならない。

#### 第十一条（絶縁耐力試験）

充電部と金属製外箱との間及び電源変圧器の線路相互の間の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト（定格電圧が六十ボルトを超え百五十ボルト以下のものにあつては千ボルト、定格電圧が百五十ボルトを超えるものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならない。

#### 第十二条（衝撃電圧試験）

中継器（外部配線を有さない無線式中継器を除く。）は、通電状態において、次に掲げる試験を十五秒間行つた場合、機能に異常を生じないものでなければならない。

###### 一

内部抵抗五十オームの電源から五百ボルトの電圧をパルス幅一マイクロ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験

###### 二

内部抵抗五十オームの電源から五百ボルトの電圧をパルス幅〇・一マイクロ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験

###### 三

音響装置を接続する端子に、内部抵抗六百オームの電源から二百二十ボルトの電圧をパルス幅一ミリ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験

#### 第十二条の二（電磁波試験）

無線式中継器は、通電状態において、一メートル当たり十ボルトの電界強度で、周波数一キロヘルツの正弦波によつて八十パーセントの振幅変調をし、並びに周波数を八十メガヘルツから一ギガヘルツまで及び一・四ギガヘルツから二ギガヘルツまでそれぞれ〇・〇〇一五デイケード毎秒以下の速度で変化させた電磁波を照射した場合において、火災信号を発信せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

#### 第十二条の三（振動衝撃試験）

無線式中継器のうち、感知器の本体に組み込まれるものにあつては、次に掲げる試験を行つた場合において、第一号の試験にあつては適正な監視状態を継続し、第二号及び第三号の試験にあつては機能に異常を生じないものでなければならない。

###### 一

通電状態において、全振幅一ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に十分間連続して加える試験

###### 二

無通電状態において、全振幅四ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に六十分間連続して加える試験

###### 三

任意の方向に最大加速度五十重力加速度の衝撃を五回加える試験

#### 第十三条（試験の条件）

第十条及び第十一条に定める試験は、次に掲げる条件の下で行わなければならない。

###### 一

温度五度以上三十五度以下

###### 二

相対湿度四十五パーセント以上八十五パーセント以下

#### 第十四条（表示）

中継器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

###### 一

中継器という文字

###### 二

型式及び型式番号

###### 三

製造年

###### 四

製造番号

###### 五

製造事業者の氏名又は名称

###### 六

取扱方法の概要

###### 七

接続することができる回線の数又は感知器及び検知器の数

###### 八

検知器を接続するものにあつては、次に掲げる事項

###### 九

主電源の定格電圧及び定格電流

###### 十

予備電源がある場合は、蓄電池の製造事業者の氏名又は名称、種別、型名又は型番号、定格容量及び定格電圧

###### 十一

終端器を接続するものにあつては、終端器の種別及び型名又は型番号

###### 十二

蓄積式のものにあつては、公称蓄積時間

###### 十三

アナログ式中継器（感度設定装置を有するものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

###### 十四

自動試験機能を有する中継器にあつては、次に掲げる事項

###### 十五

遠隔試験機能を有する中継器にあつては、次に掲げる事項

###### 十六

無線式中継器にあつては、次に掲げる事項

##### ２

次の各号に掲げる部品には部品記号及び当該各号に掲げる事項を、その他の部品には部品記号を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

###### 一

端子板

###### 二

スイッチその他の操作部

###### 三

ヒューズホルダ

#### 第十五条（基準の特例）

新たな技術開発に係る中継器について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

# 附　則

この省令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

##### ２

この省令施行の際、現に日本消防検定協会の行う消防用機械器具等についての試験を申請している中継器に係る試験については、なお従前の例による。

##### ３

この省令施行の際、現に火災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（昭和四十四年自治省令第四号）の規格による型式承認を受けている中継器に係る型式承認及び前項により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた中継器に係る型式承認は、この省令の規格による型式承認とみなす。

# 附　則（昭和五九年七月二〇日自治省令第一九号）

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う消防用機械器具等についての試験を申請している中継器に係る試験については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和六二年三月一八日自治省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成五年一月二九日自治省令第四号）

この省令は、平成五年二月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器に係る型式承認は、改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

# 附　則（平成七年九月一三日自治省令第二八号）

この省令は、平成七年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している中継器に係る試験については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた中継器に係る型式承認は、改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

# 附　則（平成九年四月二三日自治省令第二四号）

この省令は、平成九年五月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している中継器に係る試験については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた中継器に係る型式承認は、改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

# 附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一九年三月二六日総務省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している中継器に係る試験については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた中継器に係る型式承認は、改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

# 附　則（平成二一年三月九日総務省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器に係る型式承認は、改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

# 附　則（平成二五年三月二七日総務省令第二五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

#### 第三条（経過措置）

この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法第二十一条の三第一項に規定する法人であって総務大臣の登録を受けた者が行う検定対象機械器具等についての試験を申請している火災報知設備の感知器及び発信機並びに中継器に係る試験については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器及び第一項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた中継器に係る型式承認は、第三条の規定による改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

# 附　則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。